

条例規則変更

平成 21 年 12 月通知

以下は、『規則第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、普照院責任役員会(総代会)が定める。』に則り、条例が改訂され施行されたものである。

規則第 1 号(旧) 改定後 規則第 2 号(新)
(平成 21 年 5 月 23 日第 22 回責任役員会議 決議改訂条例)

記

第 1)第 3 条 墓地管理者は、墓園の使用を許可したときは、その位置及び範囲を指定した墓地使用許可書を交付する。(永代使用权所有者の明確化)

改訂後 第 3 条 墓地管理者は、墓園の使用を許可したときは、提出された墓地使用許可申請書にその位置並びに必要なであれば範囲を指定した後、それを複写したものを交付する。(永代使用权所有者の明確化)

第 2)(使用許可書の書換え及び再交付) 第 8 条 使用許可書に記載された墓地使用者に異動が生じたとき、又は使用許可書を汚損し、若しくは紛失したときは、墓地使用許可書書換え・再交付申請書を墓地管理者に提出し、書換え又は再交付を受けなければならない。

改訂後 第 8 条 廃止

第 3)(墓地等の返還) 第 11 条 墓地使用者は、条例第 10 条の規定により墓地を返還するときは、墓地返還届書に使用許可書を添えて、提出しなければならない。

改訂後 (墓地等の返還) 第 11 条 墓地使用者は、条例第 10 条の規定により墓地を返還するときは、墓地返還届書を提出しなければならない。

補 1) 認定書(使用許可書)発行は今後廃止する。但し、平成 21 年 5 月以前に発行された認定書は効力を有する。

補 2) これら規則を変更した規則第 2 号は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

補 3) (経過規定)この規則第 2 号の施行前に従前の規定によりなした許可その他の行為は、この条例の規定によりなしたものとみなす。

以上